

組 織 規 程

学校法人 鎮 西 学 院

学校法人鎮西学院組織規程(案)

第1章 総則

(目 的)

第1条 この規程は、学校法人鎮西学院(以下「当法人」という。)の組織を整備し、総合学園としての適正かつ円滑な管理運営を図ることを目的とする。

2 当法人の組織全体の管理運営については、法令及び学校法人鎮西学院寄附行為(以下「寄附行為」という。)その他に定めるもののほか、この規程に定めるものとする。

(学院組織)

第2条 当法人に寄附行為第4条に定める学校を置くほか、法人本部及び法人全体にわたる事務を統括するため、本部事務局を置く。

(職 員)

第3条 当法人に次の職員を置く。

- (1) 教育職員
- (2) 事務職員
- (3) 寮務・寮生活指導職員
- (4) 用務・施設職員
- (5) その他必要な職員

2 職員の任用及びその職務については、就業規則にこれを定める。

(院 長)

第4条 院長は、寄附行為第6条第2項に定める職務のほか、理事長の委任を受け理事会で決定された業務を執行する。

(所属長)

第5条 学校または、学校付属の施設に配属された職員の所属長は学校長とする。

2 本部事務局に配属された職員の所属長は法人事務局長とする。

(事務組織及び職制)

第6条 本部及び学校における事務を行なうため、必要に応じて課(室)及び係を設ける。

2 課(室)及び係の設置については、別にこれを定める。

3 課(室)には、課長・室長を置く。

4 課長の職務を助けるため参事、課長補佐を置くことができる。

5 課等には、係長、主任及び課員を置くことができる。

6 係長は、課長等の命を受け、担当係の業務を企画・立案・遂行する。

7 主任は、課長等の命を受け課長補佐及び参事を補佐し、共に業務を遂行する。

8 課員は、課長等の指示を受け、主任の行う業務に従事する。2 課(室)及び係の設置については、別にこれを定める。

第2章 法人本部

(法人事務局長・法人本部長)

第7条 本部事務局に法人事務局長を置く。

2 法人事務局長は、理事長及び院長の指示を受け、法人本部及び法人全体の事務を統括し、所属職員を監督する。

3 法人本部に本部長を置くことができる。

4 本部長は、法人事務局長を補佐し、法人本部及び学院全般の事務を掌理する。

(職 員)

第8条 本部事務局に次の職員を置く。

(1) 事務職員

(2) 用務・施設職員

(3) その他必要な職員

2 事務職員は、それぞれ定められた上司の指示に従って、諸事務を処理する。

3 現場職員は、定められた上司の指示に従って、諸務を処理する。

(組 織)

第9条 本部事務局に総務課、経理課、管財課、広報課を置く。

2 必要あるときは、用務・施設主任を置くことができる。

第10条 法人本部に、当法人の建学の精神に基づくキリスト教教育及び儀礼・式典を実施するため、宗教部を置く。

2 宗教部の運営については、別に定める。

(総宗教主事及び宗教主事)

第11条 法人本部に総宗教主事を置く。

2 総宗教主事は、院長の指示を受け、当法人のキリスト教教育及び儀礼・式典を掌理する。

3 当法人の設置する大学及び高等学校にそれぞれ、宗教主事を置く。

4 宗教主事は、総宗教主事の監督のもと、各学校におけるキリスト教教育及び儀礼・式典を実施する。

5 総宗教主事及び宗教主事の任用については、別に定める

第 3 章 鎮西学院大学

(学 長)

第12条 鎮西学院大学「以下大学という。」に学長を置く。

2 学長は、大学を代表し校務を掌り、所属職員を監督する。

(職 員)

第13条 大学に次の職員を置く。

(1) 教 授

(2) 准 教 授

(3) 講 師

(4) 助 教

(5) 助 手

(6) カウンセラー

(7) 事務職員

(8) 寮務・寮生活指導員

(9) 用務・施設職員

(10) その他必要な職員

2 教授、准教授、講師・助教は、教育研究に従事し、学生の指導に当たり学部の管理運営に

参画する。

- 3 助手は、教授・准教授及び講師の指導を受け、その教育及び研究を助ける。
- 4 事務職員は、それぞれ定められた上司の指示に従って、諸事務を処理する。
- 5 寮務・寮生活指導員は、定められた上司の指示に従って、寮務を処理する。
- 6 用務・施設職員は、定められた上司の指示に従って、諸務を処理する。

(組 織)

第14条 第13条 大学に、学部、教務部、学生部、アドミッションセンター、キャリア支援センター、地域連携推進センター、図書館、地域総合研究所及び事務局(入試広報課、総務課、会計課、企画課、教務学生課、留学生センター、大村サテライトキャンパス事務局)を置く。

- 2 学部長は、学部を代表し学長の指示を受けて、学部の諸事務を掌り、所属職員を監督する。
- 3 教務部長は、学長の指示を受けて、教育課程の管理運営に関する諸事務を掌り、所属職員を監督する。
- 4 学生部長は、学長の指示を受けて、学生支援及び学生の福利厚生に関する諸事務を掌り、所属職員を監督する。
- 5 アドミッションセンター長は、学長の指示を受けて、学生募集・入試および高大連携に関する諸事務を掌り、所属職員を監督する。
- 6 キャリア支援センター長は、学長の指示を受けて、学生のキャリア教育・キャリア支援に関わる諸事務を掌り、所属職員を監督する。
- 7 地域連携推進センター長は、学長の指示を受けて、本学の地域連携推進に関する諸事務を掌り、所属職員を監督する。
- 8 大学事務局長は、学長の指示を受けて、大学の事務を総括し、所属職員を監督する。
- 9 図書館長は、学長の指示を受けて、図書館に関する諸事務を掌り、所属職員を監督する。
- 10 地域総合研究所長は、学長の指示を受けて、研究所に関する諸事務を掌り、所属職員を監督する。
- 11 事務局各課に課長を置き、必要あるときは課長補佐、係長及び主任を置くことができる。

2023.4.1 改正(第13条)

第4章 鎮西学院高等学校

(校 長)

第15条 第14条 鎮西学院高等学校「以下高等学校という。」に校長を置く。

- 2 校長は、高等学校を代表し、校務を掌り、所属職員を監督する。

(教 頭)

第16条 高等学校に教頭を置く。

- 2 教頭は、校長を補佐し、校長に事故あるときは、その職務を代理する。

(事務長)

第17条 高等学校に事務長を置く。

- 2 事務長は、校長の指示を受け、高等学校の事務を総括する。

(職 員)

第18条 高等学校に次の職員を置く。

- (1) 教 諭
- (2) 助教諭
- (3) 講 師

- (4) 養護教諭
- (5) 司書教諭
- (6) 助 手
- (7) 事務職員
- (8) 寮務・寮生活指導職員
- (9) 用務・施設職員
- (10) 運行・施設職員
- (11) 学校医
- (12) 学校歯科医
- (13) 学校薬剤師
- (14) その他必要な職員

- 2 教諭・助教諭及び講師は、生徒の教育を掌るとともに、これに関連する校務を分担する。
- 3 養護教諭は、生徒の養護を掌るとともに、これに関連する校務を処理する。
- 4 助手は、教諭・助教諭及び講師の指示に従い、その職務を助ける。
- 5 事務職員は、上司の指示に従い、諸事務を処理する。
- 6 寮務・寮生活指導職員は、上司の指示に従い、寮務を処理する。
- 7 用務・施設職員は、上司の指示に従い、諸務を処理する。
- 8 運行・施設職員は、上司の指示に従い、運行・施設業務に従事する。

(組 織)

第19条 高等学校に、職員会、委員会、教科主任会、学年会、生徒会、寮、保健、図書館、視聴覚・放送、カウンセリング、外国人留学、PTA、厚生慶弔会、防災団及び同窓会事務局を置く。

- 2 第1項の各会等「別表(高校委員会構成)」は、校長の指示を受けて、教員に関する諸務を掌り、教員を監督する。

(事務室)

第20条 高等学校に事務室を置く。

- 2 事務室に事務室長を置く。
- 3 事務室長は、事務長の指示を受けて、学校事務を掌り、所属職員を監督する。

第 5 章 認定こども園鎮西学院幼稚園

(園長)

第21条 認定こども園鎮西学院幼稚園「以下認定こども園という。」に園長を置く。

- 2 園長は、認定こども園を代表し、園務を掌り、所属職員を監督する。

(主幹教諭)

第22条 認定こども園に主幹教諭を置く。

- 2 主幹教諭は、園長を補佐し、園長に事故あるときは、その職務を代理する。
- 3 認定こども園に対する苦情についての対応窓口を務める。

(職 員)

第23条 認定こども園に次の職員を置く。

- (1) 教 諭

- (2) 保育士
 - (3) 用務・施設職員
 - (4) 運行・施設職員
 - (5) その他必要な職員
- 2 教諭及び保育士は、園児の保育にあたりとともに、これに関連する園務を分担する。
 - 3 用務・施設職員は、上司の指示に従い、諸務を処理する。
 - 4 運行・施設職員は、上司の指示に従い、運行・施設業務に従事する。

第6章 補則

(学校医、学校歯科医、学校薬剤師、産業医)

第24条 鎮西学院に学校医、学校歯科医、学校薬剤師及び産業医を置く。

- 2 学校医、学校歯科医、学校薬剤師及び産業医は、院長の委嘱を受け、学校保健法第十六条及び労働安全衛生法に定める職務に従事する。

第9章 名誉院長

(趣旨)

第25条 この規程は、学校法人鎮西学院名誉院長の称号授与に関し、必要な事項を定めるものとする。

(授与対象者)

第26条 次の各号の一に該当する者のうち、本学院において顕彰することが適当と認められる者には、名誉院長の称号を授与することができる。

- (1) 学院の建学の精神を、学内外に広く浸透させることに特に顕著な貢献があった者
- (2) 地域内外に対し、学院の存在及び評価を高める上で特に顕著な貢献があった者
- (3) 本学の運営及び経営に特に顕著な貢献があった者
- (4) その他理事長が特に顕彰することが必要と認める者

(選考)

第27条 名誉院長の称号授与者は、理事会の議を経て理事長が決定する。

(通知)

第28条 理事長は、名誉院長の称号を授与するときは、文書にその旨を明記して、本人に通知するものとする。

(称号授与の取消)

第29条 理事長は、名誉院長の称号を授与された者が、その名誉を損なう行為をしたと認められたときは、理事会の議を経て、名誉院長の称号を取り消すことができる。

(雑則)

第30条 この規程に定めるもののほか。名誉院長の称号の授与に関し必要な事項は、理事会が定める。

※2015(平成27)年4月1日新設

第10章 教育顧問

(目的)

第31条 この規程は、学校法人鎮西学院(以下「学院」という)における教育顧問について、必要な事項を定めることを目的とする。

(人選)

第32条 学院に深い理解のある学院内外の有識者の中で、適任な者を教育顧問とする。

(任命)

第33条 教育顧問は、理事会の議を経て理事長が任命する。

(職務)

第34条 教育顧問は、学院の運営及び教育に関し、理事長の求めに応じ意見を述べるものとする。

※2015(平成27)年4月1日新設

(報酬)

第35条 場合により、教育顧問に対して報酬を支払うことができる。

※2015(平成27)年9月25日第42条を追加

付 則

この規程は、大正14年9月1日から施行する。

この規程は、昭和22年4月1日から施行する。

この規程は、昭和23年3月31日から施行する。

この規程は、昭和26年3月10日から施行する。

この規程は、昭和30年4月23日から施行する。

この規程は、昭和41年1月25日から施行する。

この規程は、昭和42年2月7日から施行する。

この規程は、昭和52年4月1日から施行する。

この規程は、昭和55年4月1日から施行する。

この規程は、昭和63年3月31日から施行する。

この規程は、平成2年4月1日から施行する。

この規程は、平成8年4月1日から施行する。

この規程は、平成12年4月1日から施行する。

この規程は、2002(平成14)年4月1日から施行する。

この規程は、2003(平成15)年4月1日から施行する。

この規程は、長崎ウエスレヤン短期大学を削除し、2003(平成15)年5月30日から施行する。

この規程は、2004(平成16)年4月1日から施行する。

この規程は、2005(平成17)年4月1日から施行する。

この規程は、2007(平成19)年4月1日から施行する。

この規程は、2009(平成21)年4月1日から施行する。

この規程は、2010(平成22)年4月1日から施行する。

この規程は、2012(平成24)年4月1日から施行する。

この規程は、2014(平成26)年4月1日から施行する。

この規程は、2015(平成27)年4月1日から施行する。

この規程は、2015(平成27)年9月25日から施行する。

この規程は、2016（平成28）年1月 1日から施行する。
この規程は、2016（平成28）年4月 1日から施行する。
この規程は、2017（平成29）年10月 27日から施行する。
この規程は、2018（平成30）年4月 1日から施行する。
この規程は、2019（平成31）年4月 1日から施行する。
この規程は、2023（令和5）年7月 1日から施行する。
この規程は、2026（令和8）年 4 月 1 日から施行する。